

## 県単独の「がん診療拠点病院」の指定について

### 《経緯》

平成21年度のがん診療連携拠点病院の指定にあたり、国の指定要件を充たしており高度ながん医療を提供する機能があるにもかかわらず、厚生労働大臣の指定する「がん診療連携拠点病院」として推薦に至らなかった病院があった。

このため、病院のがん診療のモチベーションの低下やがん医療の均てん化の後退に繋がる恐れがあることから、平成22年度から新たに愛知県独自の「がん診療拠点病院」として指定し、地域のがん医療の中核として本県のがん医療の充実強化を図ることとする。

### 《指定要件》

平成20年3月1日付け「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（厚生労働省健康局長通知健発第0301001号）に定める推薦基準を充たす病院を「愛知県がん診療拠点病院」とする。

#### （主な指定要件）

- ・化学療法、放射線療法に携わる専任の医師の配置
- ・標準登録様式による院内がん登録の実施
- ・緩和ケアチームと緩和ケア外来の設置
- ・厚生労働省の定めるプログラムに準拠した緩和ケア研修会の開催